

大洗町ビーチテニスクラブ 個人会員規約

<2023年10月1日より適用>

1. 会員は本クラブの定める「個人会員規約」及び、「施設利用規則」を守り、会員相互の親睦をはかるものとします。
2. 会員は所定の会費、その他の費用を負担するものとします。一度納入された会費等については、返還されません。また、会費等の未納者はプレーできません。
3. 会員資格の譲渡及び名義変更は認められません。
4. 会員が本クラブの名誉・信用を著しく傷つけ、又は秩序を乱す行為があったと認められたときは除名されることがあります。
5. 会員は本クラブの営業時間内において施設を利用することができます。ただし、次のときには該当するテニスコートを使用することができません。
 - ①スクールレッスン実施中
 - ②イベントで使用
 - ③レンタルコート予約時間帯
 - ④施設の修繕・清掃時間帯
 - ⑤自然災害により施設が損壊した場合
 - ⑥指定感染症の感染拡大により施設の使用中止の要請を受けた場合
6. 会員は空きコートの共用使用についてコート使用料が無料となりますが、照明設備をご利用の際は実費をご負担いただきます。なお、クラブが設けた会員専用コートをご利用の際は、「個人会員のご案内」の通り別途利用料が必要となります。
7. コートは会員、ならびにクラブが許可した方以外は利用できません。
8. 会員の使用コートについてはクラブ側が指定するものとします。
9. ご来場の際は、まず利用受付を行って下さい。係員が会員証の提示を求められることがありますので、交付された会員証は常時携帯して下さい。
10. 会員は施設使用料が必要な場合、及び照明施設を利用する場合、プレー開始前に受付にて所定の料金をお支払い下さい。
11. 共用コート利用の際、利用者が多数の場合は「30分交代」を原則にご利用いただきます。
12. そのほか、係員が施設利用に関して指示をさせていただくことがあります。ご理解、ご協力をお願いします。
13. 本クラブ内で発生した傷害や、物損事故、盗難等については、当事者の自己責任といたします。本クラブにおいて重大な過失がある場合を除いて、損害賠償には応じられませんのでご承知下さい。
14. 皆様が安全に安心して施設を利用できるよう、感染症の感染防止対策にもご協力ください。
15. 本クラブ内で撮影した写真・動画などを当クラブホームページならびに各種SNSに掲載する場合があります。掲載にあたり、不都合がある場合にはお申し出ください。

入会同意書

個人会員規約を確認し、同意のうえ、大洗町ビーチテニスクラブの個人会員に入会します。

ゆうゆうクラブ ジュニアクラブ チェアークラブ

日付： 年 月 日 ご署名： _____